

商店・オフィス・飲食店などから出る

# 事業系ごみの処理方法



## 事業系ごみ減量化の基本方



資源には限りがあるとともに、資源の消費が地球環境問題の原因となります。ごみを減らし、リサイクルを推進することは、事業所を含めた市民一人一人が真剣に考えるべき重要な課題となっています。

安中市の「一般廃棄物処理基本計画」では、その基本目標に「資源循環型社会への転換」を定め、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標としています。また、ごみの排出量を基準年度の平成18年度から最終目標年度の平成35年までに15%削減する目標を掲げております。

この目標を達成するには事業者の方々の協力が大切であり、3R【リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（ごみの再生利用）】の取り組みが重要であります。

今後も市のごみ減量化にご協力をお願いいたします。

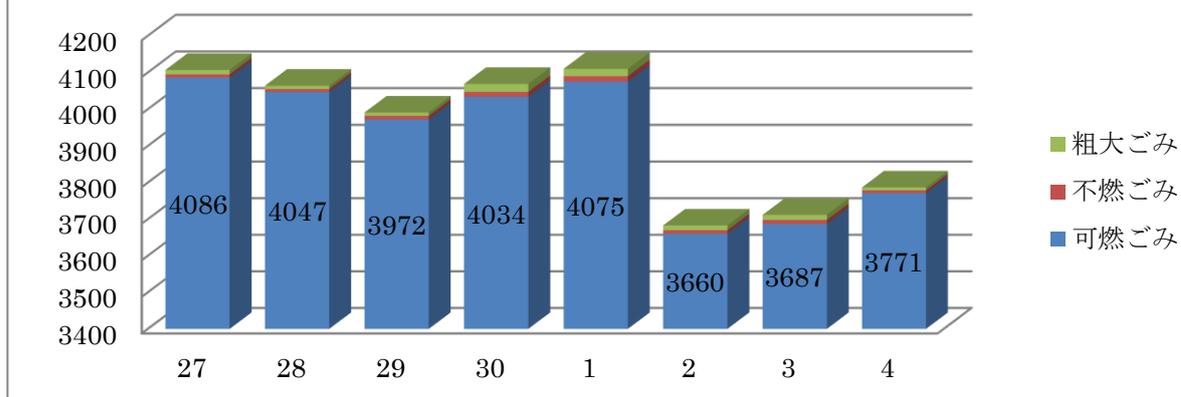
## 事業系ごみの排出量推移

安中市全域のごみ排出量は年々減少傾向にある中、碓氷川クリーンセンターに搬入される事業系ごみ量はほぼ横ばい状態にあり、割合で見ると増加傾向にあります。事業所から排出されるごみの中には、ほんの少し意識するだけでリサイクルできるものが多く含まれています。

あなたの事業所は、ごみ処理にどれくらいの費用がかかっているでしょうか？ 碓氷川クリーンセンターでごみを処理する場合、10kgあたり165円の処理手数料の他、運搬費がかかります。

事業所から出るごみの量と費用を再チェックしていただき、ちょっとした心がけや工夫によって、ごみも費用も今まで以上に減らすことが出来ると思います。

## 事業系ごみ排出量（t）

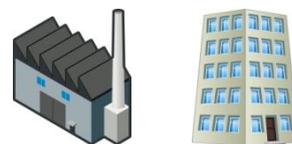


### ごみの減量とリサイクルの効果

ごみを減らし、リサイクルを進めていくことは、ごみ問題の解決につながるだけでなく、事業所にも様々なメリットがあります。事業所の一人一人が共通意識を持ち、ごみの減量化・リサイクルの推進に取り組んでいただけるようご協力下さい。

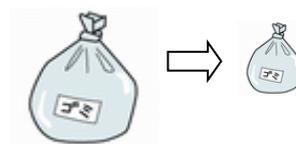
#### ◆企業のイメージアップ

近年、環境に対する消費者の関心や意識が高まっています。環境に配慮した企業への転換を図ることは、消費者に選ばれる事業者となるための重要な要素になりつつあり、企業のイメージアップにもつながります。



#### ◆コストの節減・効率化

ごみを減量していくことで、ごみ処理費用等が削減できます。また、有価物の売却収益の拡大も図ることができます。

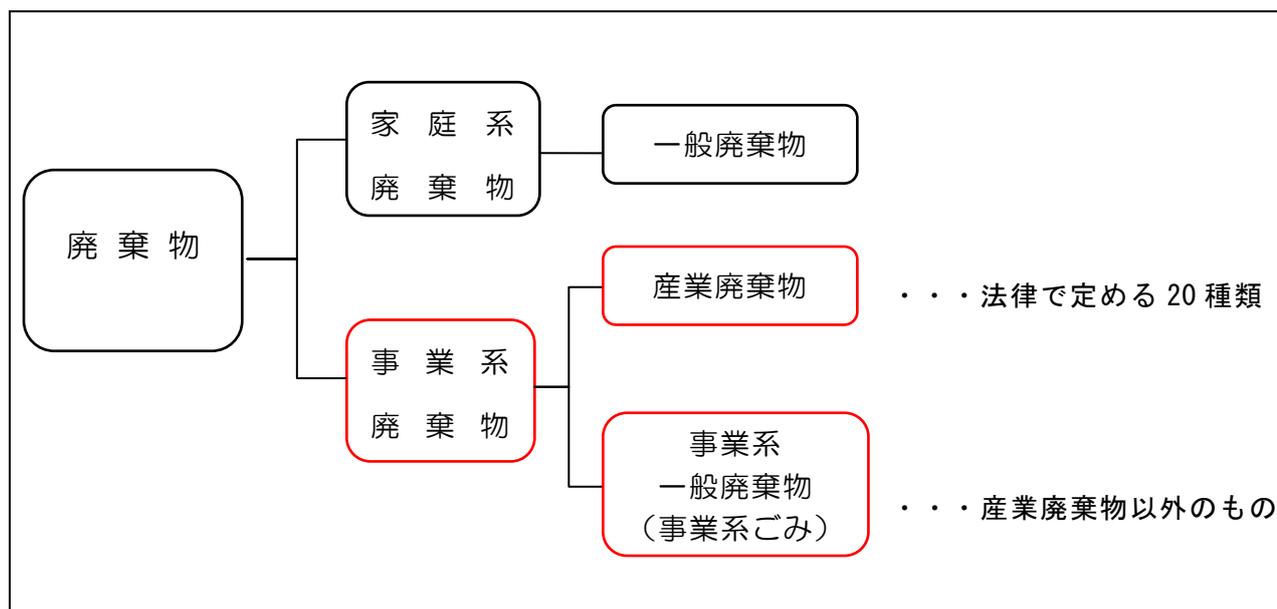


#### ◆従業員の意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことは、製造工程や組織の合理化等につながり、職場の皆さん一人一人の意識啓発にもなります。



## 事業系ごみとは



### 産業廃棄物の種類及び具体例

区 分	種 類	具 体 例
あらゆる 事業活動に 伴うもの	1. 燃え殻	石炭殻、灰かす、焼却残灰、その他焼却かす
	2. 汚泥	製紙スラッジ、ビルピット汚泥、活性汚泥、排水処理汚泥、カーバイトかす、ソーダ灰かす、赤泥など
	3. 廃油	潤滑油、切削油、洗浄油、絶縁油、硫酸ピッチなど
	4. 廃酸	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸など）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸など）、アルコール発酵廃液など
	5. 廃アルカリ	アルカリ性めっき廃液、金属石鹼廃液、廃ソーダ液など
	6. 廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール、ビニール類、廃農業用フィルム、廃合成建材、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	7. ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類になる）
	8. 金属くず	鉄くず、ブリキ・トタンくず、切削・研磨くずなど
	9. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（廃空き瓶、板ガラスくずなど）、コンクリートくず（製造過程で出るコンクリートブロックくずなど）、陶磁器くず（耐火レンガくずなど）、石膏ボード
	10. 鉱さい	溶鉱炉の残さい、不良鉱石、鋳物廃砂など
	11. がれき類	コンクリート・レンガ・アスファルト破片など
	12. ばいじん	大気汚染防止法に定める煤煙施設、又は産業廃棄物焼

		却施設において発生する不要物
特定の 事業活動に 伴うもの	13. 紙くず	建設業（建物などの新築、改築又は除去）、パルプ製造業、製糸業、新聞業、出版業などから生じる紙くず、印刷くず、製本くず、裁断くずなど
	14. 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去）、木材又は木製品製造業などから生じる廃木材、木製パレット、おがくずなど
	15. 繊維くず	建設業（建物などの新築、改築又は除去）、繊維工業から生じる畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くずなどの天然繊維くず
	16. 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において生じる動物性残渣（魚・獣の骨、皮、あらなど）又は植物性残渣（醸造かす、発酵かす、あめかすなど）
	17. 動物系固形 不要物	と畜場においてと殺、解体した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に関する固形状の不要物
	18. 動物のふん尿	畜産農業において生じる動物のふん尿
	19. 動物死体	畜産農業において生じる動物の死体
20. その他	上記の産業廃棄物を処理したもので、上記以外のもの（コンクリート固化物など）	

## 事業系ごみの処理について

### ごみの処理責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に、「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と事業者の責務が明確に示されています。なお、不適正処理した場合は、懲役もしくは罰金等に処せられます。

また、安中市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第7条に、「事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、廃棄物の減量、再利用等その他適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない」と定められています。

### ごみの処理方法

- ・事業系ごみ（9ページの処理できるごみ）は、碓氷川クリーンセンターへ自己搬入するか一般廃棄物収集運搬許可業者（10ページをご覧ください）に依頼し、適正に処理してください。
- ・碓氷川クリーンセンターで処理できないごみや産業廃棄物は、許可業者へ委託して適正に処理してください。

### 注 意

#### ⚠️地域のごみステーションには出せません

地域のごみステーションは一般家庭ごみを対象として設置されております。上記の方法により適正に処理してください。

#### ⚠️不法投棄は犯罪です

ごみを不法に投棄することは犯罪です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条に基づき、5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人によるものは3億円以下）の罰金又は併科に処せられます。

#### ⚠️無許可業者に依頼しないで

事業系ごみや産業廃棄物は、事業者が適正に処分することが法律で義務づけられています。しかし、自ら処分することが困難な場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物許可業者に委託処理することができます。無許可業者に委託処理した場合は、上記と同様の処罰を

受けます。

### ⚠️資源物の持ち去り対策を

資源ごみ等の持ち去りが増えていますので、管理を徹底し持ち去りの防止対策を充分に行ってください。また事業系の飲料容器（アルミ缶・スチール缶・ペットボトル）の処理を許可のない個人に依頼することは、法律で禁止されています。

### ⚠️エコスポットに入れなくて

安中市内21ヶ所にあるエコスポット（ペットボトル・空き缶回収機）は、一般家庭から排出される飲料容器を対象にしています。事業系ごみ（事業所等に設置した飲料用自動販売機から出るごみを含む）は入れられませんので、事業者及び設置者が適正に処分してください。

## 事業系ごみの減量化の方策

事業者は商品の供給者の立場だけでなく、その活動において物を大量に消費し廃棄することが必要となる場合もあることから、ごみの減量化・資源化に対する役割は非常に重要なものとなっています。

事業系ごみの減量のため、3R (Reduce・Reuse・Recycle) を実行しましょう。

### ①Reduce（発生抑制） ごみになるものを減らしましょう

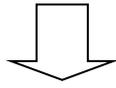
- ・印刷、コピーはできるだけ両面印刷をする
- ・使い捨ての容器や商品など、すぐにごみになるものは購入しない
- ・製品の生産工程において、発生するごみを減量化できるよう工夫する
- ・食品廃棄物の水切りの徹底、生ごみ処理機の活用によるごみの減量化に努める
- ・エコバック、マイ箸、マイボトルを使用する

### ②Reuse（再使用） 繰り返し使用しましょう

- ・いらなくなった紙の裏側を、メモ用紙などに利用する
- ・運搬用のダンボールは納入業者に引き取ってもらい、繰り返し利用する
- ・事務所や店舗に設置している自動販売機の空き缶は、設置業者などに引き取ってもらう

### ③Recycle（再生利用） もう一度資源として利用しましょう

- ・資源として有効に利用できるよう、古紙や空き缶などきちんと分別する
- ・取り扱う製品（商品）が、ごみとして排出された場合を考慮する
- ・リサイクル型社会づくりのため、再生品等を積極的に利用する
- ・分別した「資源ごみ」の回収ルートを確保する



3Rの取り組みによってもなお不要となったものは、事業系廃棄物として適正に処理してください。



### 事業系ごみの具体的な減量方法

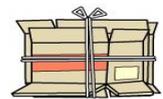
事業系ごみの中で発生割合の高い「紙類」「生ごみ」について、下記のポイントを参考に減量化に取り組んでください。処理費用等が削減でき、リサイクルの推進にもつながります。

#### 紙 類

【事業系ごみの大部分が紙類で、リサイクルが可能です】

#### ◆紙類の発生抑制ポイント

- ・ Eメールなどの情報機器の活用によるペーパーレス化を推進しましょう。
- ・ 両面コピーを推進し、紙の無駄を省きましょう。
- ・ ミスコピーの防止のため、コピー機を使ったらリセットしましょう。
- ・ 裏面が使える紙は再利用しましょう。
- ・ 書類の共有化、一元化を図り、資料の削減を図りましょう。



#### ◆紙類のリサイクルポイント

- ・ ほとんどの紙類はリサイクルが可能です。ごみに出さず必ずリサイクルしましょう。  
コピー紙、チラシ、パンフレット、紙袋、封筒、名刺、包装紙等がリサイクルできます。ただし、リサイクルには個人情報に対する十分な注意が必要になります。
- ・ 紙類は新聞紙、ダンボール、雑がみの3種類に分け、まとまったら紙ひもで縛りましょう。  
ビニールひもを使うとごみになり、リサイクルの妨げになりますので紙ひもを推奨しています。

・機密書類もリサイクルできます。

市内に機密書類のリサイクル業者（有料）があります。シュレッダーにかけた紙もリサイクルできます。

・手元分別を徹底する。

分別は、一人一人の手元ですぐに行うことが基本です。わかりやすい回収容器を設置し、混ざらない仕組みを作ってください。

**生ごみ**

【生ごみは工夫次第で減量できます】



◆生ごみ対策は、無駄を出さないことから

・コスト管理と分析を徹底しましょう。

食材の残り、売れ残りの生鮮品、作りすぎた食品、食べ残しの多いメニュー等を減らし、廃棄処分されるものを減らすようにしてください。

・水切りを徹底しましょう。

生ごみの重量の約80%は水分です。水切りを徹底することによりかなり減量出来ます。

・生ごみ処理機器を利用しましょう。

コンポスト型、消滅型、炭化型など、生ごみ処理機器には様々の種類があり、これらを活用することにより減量の効果が上がります。

**事業系ごみのリサイクル業者一覧**



搬出段階で分別を徹底することにより、ほとんどのものがリサイクル可能になります。資源の有効利用のためにリサイクルを進めましょう。

下記の業者が資源リサイクルを実施しておりますので、処理費用等ご相談ください。特に紙類は、有価物として処理費用が掛からない場合もあります。積極的にリサイクルを進めましょう。

ごみの種類	リサイクル業者名	住 所	電話番号
紙類、繊維類	ウブカタ資源(株)	安中市鷺宮 857 番地 1	027-381-3737
紙類（機密書類）	日本フォレスト(株)	安中市郷原 2996 番地 2	027-380-2366
金属くず	掛川商事(株)	安中市中宿 986 番地	027-381-1035
	(有)屋敷治二商店	安中市安中 5 丁目 1 番 39 号	027-382-3434

木くず がれき類	(株)エコ・プロセス	安中市中野谷 3617 番地 1	027-382-6886
	大和建设(株)安中事業所	安中市大谷 1233 番地 1	027-381-1070
プラスチック類	(株)群成舎	安中市郷原 2996 番地 2	027-362-5533
動植物性残渣 (野菜くず・パンくず 等)	アイ・アール・エム(株)	安中市郷原 2996 番地 5	027-380-2363

### 碓氷川クリーンセンターで処理できる事業系ごみ

碓氷川クリーンセンターで処理できる事業系ごみの主なものは下記のとおりです。詳しくは電話でご確認ください。



#### 木くず

事業所等の木の枝・剪定枝（幹の太さ5cm以下で長さ50cm以下）を事業者自らが搬入する場合、新築工事・木製品製造業での端材など

#### 繊維くず

作業服類、タオル、おしぼり、軍手、帽子、裁断くず、ウエスなど

#### 金属くず

飲料用の缶、商品の入った缶類（中身を使い切り水洗いする）など

#### ガラスくず

飲料用のビン、商品の入ったビン類（中身を使い切り水洗いする）など

#### 動植物性残

食堂や弁当の残飯、除草後の草及び落ち葉など

※木くず、繊維くずなど種類によってはリサイクル可能なものがあります。上の表をご覧ください。



下記のごみは、碓氷川クリーンセンターでは処分できませんのでご注意ください。

- ◎木くず・・・家屋の解体・除去に伴う廃材、パレット、梱包用木材など
- ◎繊維くず・・・製畳業者・内装業者が客先から引き上げてきた畳など
- ◎廃プラスチック類・・・梱包材の発泡スチロール、ビニールシート、農業用ビニール製品、医療機関の紙おむつ、ポリタンク、散水用水タンクなど

- ◎金属くず・・・・・・・・・・大量のスプレー缶、ガスボンベなど
  - ◎ガラスくず・・・・・・・・・・蛍光管、断熱材（グラスウール）など
  - ◎乾電池・・・・・・・・・・マンガン乾電池、アルカリ乾電池、小型充電式電池など
- ※その他、石膏ボード等の処理困難物もございますので詳しくは、下記までご連絡ください。

問合せ：碓氷川クリーンセンター 電話 381-0747

碓氷川クリーンセンターの処理手数料及び搬入時間



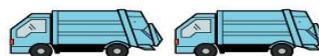
◆処理手数料

事業系ごみの処理手数料は、10キログラム当たり165円（消費税込）です

◆搬入時間（受付）

祝日を含む月曜日～金曜日	午前8時30分	～	午前11時30分
（年末年始を除く）	午後1時00分	～	午後4時30分

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧



事業系ごみを自己搬入できない場合は、下記業者にご相談ください。（有料）

許可業者（50音順）	電話番号	許可業者（50音順）	電話番号
（有）安中ハイヂーン	027-381-3319	白井商店	027-385-7790
碓氷清掃サービス（株）	027-381-3313	（有）環境リブテック	027-378-2569
（有）平井商店	0274-23-3869	（有）クリーンサービス	0274-64-3534
（有）松井田総合衛生センター	027-393-1966	（株）群成舎	027-362-5533
（株）丸越	027-231-0709	群馬環境開発（株）	027-326-6751
（株）ヤマハチクボニワ	027-381-0435	（株）ぐんま東庄	027-323-5331
（株）若松工業	027-381-8168	（有）栄興業	0274-63-6510

## ごみの出し方Q & A

質問 1

事業所とは？

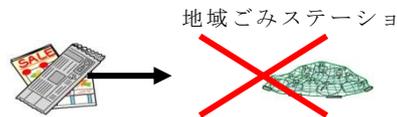


回答 1

飲食店、店舗、事務所、病院、介護施設、デパート、スーパー、コンビニ、学習塾、ホテル、銀行、公共機関などが該当します。

質問 2

事業所で出た、ダンボール、新聞、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー等紙類は量が少ないので、ごみステーションに出せるの？

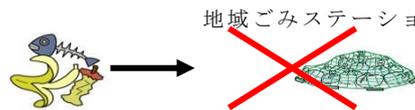


回答 2

事業所から出た紙類は一般廃棄物ですが事業系一般廃棄物（事業系ごみ）であり、量が多い少ないにかかわらず地域のごみステーションには出せません。ほとんどの紙類はリサイクル可能であり、8ページにあるリサイクル業者に相談し、ごみの減量化にご協力ください。

質問 3

飲食店やスーパー等で出た残飯はごみステーションに出せるの？

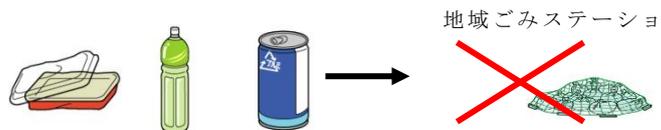


回答 3

残飯は一般廃棄物ですが事業系一般廃棄物（事業系ごみ）であり、地域のごみステーションには出せません。また、食品リサイクル法の施行により、食品関連事業者には減量・リサイクルが義務づけられています。生ごみ処理機器の利用等によるリサイクルに協力をお願いします。

質問 4

事業所で働く人が昼食時に買った弁当や飲み物のごみはごみステーションに出せるの？



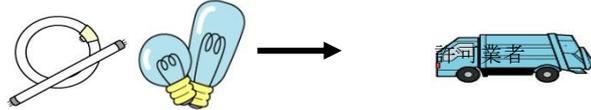
回答 4

事業所から排出された場合は事業系ごみとなりますので、地域のごみステーションには出せません。飲み物に関しては、自動販売機の設置業者に引き取

ってもらおうか、リサイクル業者に依頼してリサイクルしてください。

質問 5

事業所で交換した古い蛍光灯や白熱電球はどうするの？



回答 5

事業所で出た蛍光灯や白熱電球は産業廃棄物になります。交換時に購入した電気店に引き取ってもらおうか、産業廃棄物許可業者に委託して処理してください。

質問 6

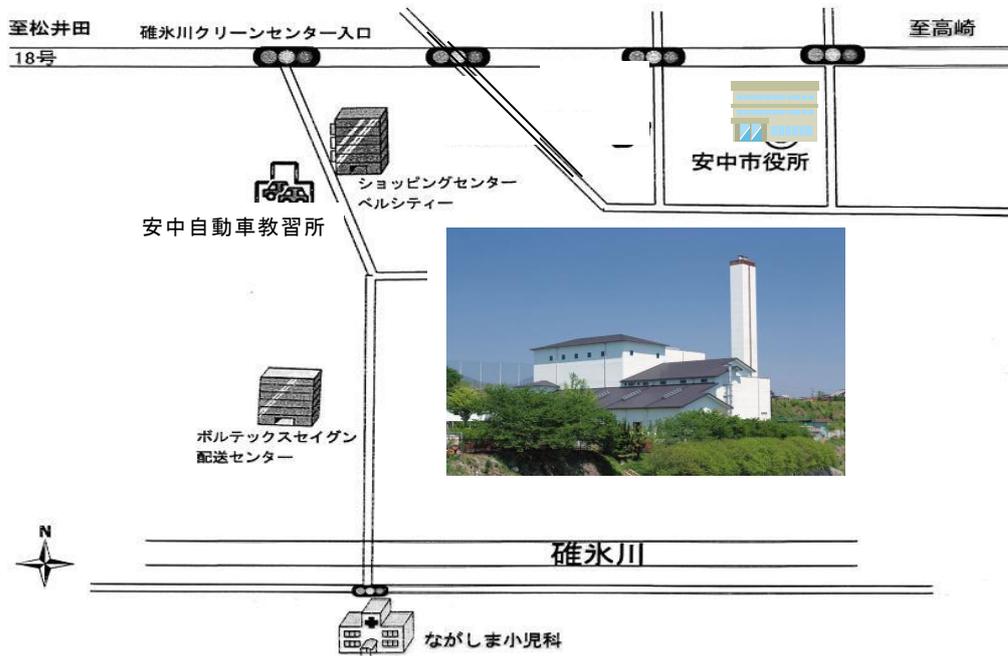
自社の敷地内なら、焼却や埋め立ては出来ますか？



回答 6

廃棄物処理法では、許可のない焼却や埋め立てを禁止しています。これに違反した場合は処罰されます。絶対に行わないようにしてください。

## 碓氷川クリーンセンター案内図



問合せ：環境政策課廃棄物対策係・支所総務管理課管理係（Tel.027-382-1111）  
碓氷川クリーンセンター（Tel.027-381-0747）